

近畿地方整備局同時発表

平成23年9月13日

水管理・国土保全局
砂防部土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
に基づく緊急調査箇所追加について

標記について、9月6日から奈良県内3箇所、和歌山県内1箇所で緊急調査を実施しているところですが、本日までの調査により、土砂災害防止法に基づく緊急調査の要件に該当する箇所が、以下のとおり新たに1箇所確認されたため、本日から、緊急調査に着手しました。

今後、現地の状況を調査し、奈良県野迫川村に避難勧告等の判断を支援するための情報提供とともに、一般への周知を行います。

県名	流域名	河道閉塞の確認場所
奈良県	<small>くまのがわ とつかわ</small> 熊野川（十津川）流域	<small>のせがわむらきたまた</small> 野迫川村北股

※上表は、現時点で把握しているものであり、今後の調査により変更の可能性があります。

別紙－1 緊急調査箇所位置図（奈良県内）

別紙－2 土砂災害防止法の概要

お問い合わせ先	
国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 保全課	
砂防施設評価分析官 山下 勝（内線36-241）	
代表 03-5253-8111	
直通 03-5253-8469	

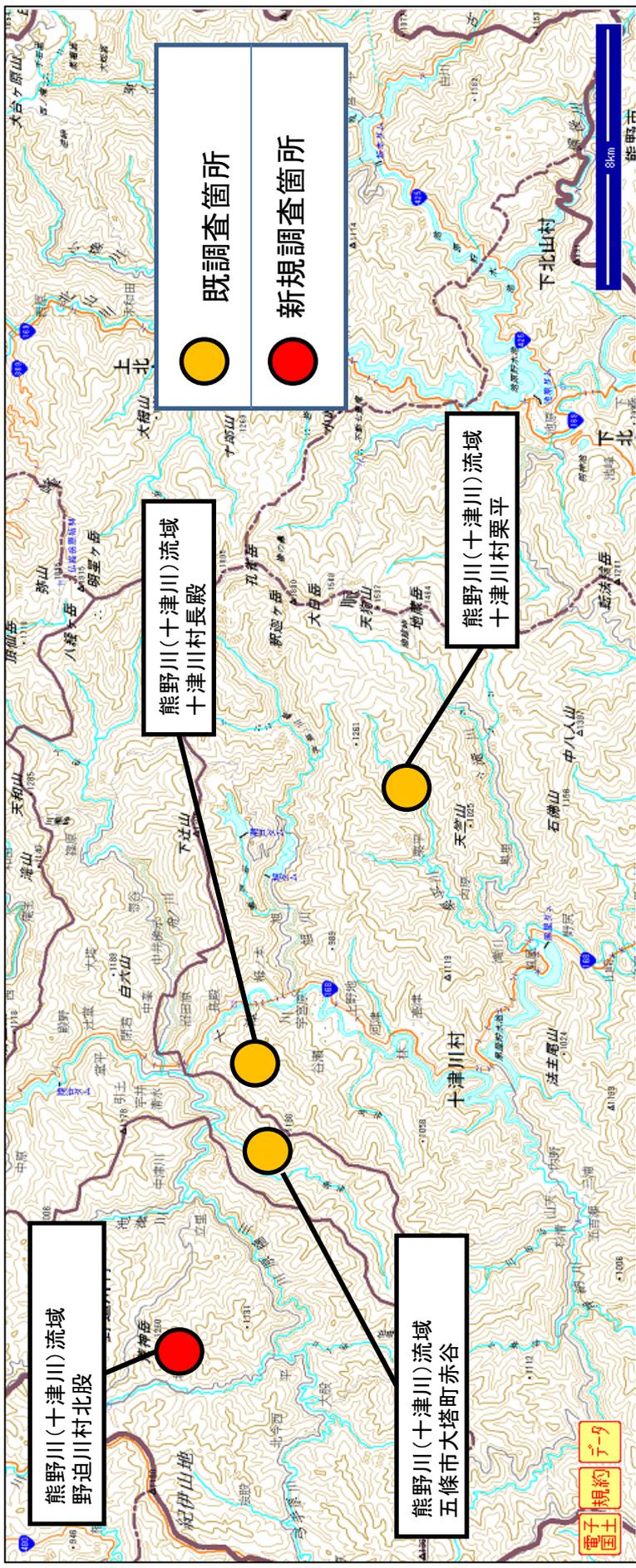
国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川計画課	
河川調査官 中込 淳（内線86-3624）	
河川計画課長 吉田 一 亮（内線86-3611）	
代表 06-6942-1141	
直通 06-6945-6355	

別紙-1 緊急調査箇所位置図(奈良県内)

※別途、和歌山県内で1箇所調査を実施中



奈良県



土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年5月1日施行）

背景

- ① 岩手・宮城内陸地震（H20）、新潟県中越地震（H16）の際、多数の河道閉塞（いわゆる天然ダム）が形成され、県など地元自治体からの要請を受け、国が支援を実施。
- ② 河道閉塞・火山噴火に伴う土石流、地滑り等による大規模な土砂災害が急迫している場合、ひとたび発生すると広範囲に多大な被害が及ぶおそれ、時々刻々と状況が変化し、リスクの把握に技術力が必要

課題

大規模な土砂災害が急迫している場合について

- ① 住民に避難指示をする権限は市町村にあるが、技術力が不足し、避難指示の判断の根拠となる情報を自ら入手することが困難。
このため、国又は都道府県による技術的支援が必要。
- ② 国と都道府県の役割や関与が不明確。

法改正の目的

- ① 大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう国又は都道府県が被害の想定される区域・時期の情報を提供
- ② 高度な技術を要する土砂災害については国、その他の土砂災害については都道府県の役割や関与を法律上明確化

概要

大規模な土砂災害が急迫〔河道閉塞・火山噴火に起因する土石流、地滑り等〕

今回の追加事項

河道閉塞・火山噴火に起因する土石流、河道閉塞の湛水（高度な技術を要する土砂災害）については国
地滑りについては都道府県が緊急調査を実施

緊急調査に基づき被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を市町村へ通知・一般へ周知

市町村長が住民への避難を指示（災害対策基本法第60条）等

土砂災害から国民の生命・身体を保護

平成22年11月17日成立
（平成22年11月25日公布）



当初想定された磐井川下流域の避難対象エリア（天然ダム（河道閉塞）から概ね20Km）



岩手・宮城内陸地震による天然ダム